

利用規約等の改定について

平成26年11月13日

一般財団法人マルチメディア振興センター

改定項目

1. 「Lアラート」の名称導入への対応
2. 協力事業者の新たな接続形態への対応

1. 「Lアラート」の名称導入への対応

1) 2014年度内の改正事項

「公共情報共有基盤基本要綱」をはじめとした公共情報コモンズサービスの関係規程(※1)について、次の諸点に関する改正を行う。

- ・「Lアラート」を定義
- ・「Lアラート」の名称導入（サービス利用者のシステム改修や、契約当事者間の権利・義務の関係に変更が生じるような事項を除く。）

※1 基本要綱のほか、「公共情報コモンズサービス利用規約」や「協力事業者の連携システムとの接続に関する契約」、サービス利用規約の細則などを指す。これら関係規程を「利用規約等」と総称する。

なお、運営諮問委員会における審議等を経て、**2015年度から改正内容を施行することとする。**

2) 2015年度の改正事項

- ・前記1)以外の事項について、システム改修や契約内容の変更作業に要する費用・時間等を見極めた上で、利用規約等の改正を順次実施していく。
- ・その際、**FMMCによる商標権の保護**についても検討対象とする。

【参考】「Lアラート」の名称導入に係るQ&A

Q 「Lアラート」の名称導入により、これまでに公共情報コモンズに参加している情報発信者や情報伝達者等のサービス利用者に何らかの対応が発生しますか？

(A)

- 「Lアラート」の名称導入により、情報発信者や情報伝達等をはじめとしたサービス利用者に直ちに対応が発生することはありません。
- 当財団といたしましては、今後の「Lアラート」の名称導入への対応について、2015年度以降に締結することとなる利用契約等の見直しの要否を含め、2014年度中に運営諮問委員会における検討を経て決定していく予定です。

Q 地方自治体をはじめとするサービス利用者が、報道発表等に際して「Lアラート」の名称利用の早期利用を希望する場合、どのようにすればよいのですか？

(A)

- 前問の回答のとおり、今後の「Lアラート」の名称導入への対応について、2014年度中に運営諮問委員会における検討を経て決定していく予定です。
- ただし、それまでの間に、地方自治体をはじめとするサービス利用者が、「Lアラート」の早期普及に向けて、報道発表のほかシステム・文書等の更新等の機会にその名称利用を希望する場合には、「Lアラート(公共情報コモンズ)」と併記いただくようお願いします。また、サービス利用者においてシステムや文書等の更新を予定している場合には、当該更新手続に併せて「Lアラート」の名称の利用を検討いただければと思います。

2. 協力事業者の新たな接続形態への対応

1. 定義変更の理由

- 情報伝達者たるものに対して情報配信の設備もしくはサービスを提供しているが、**当該事業者だけでは公共情報コモンズの情報を情報伝達者たるものに提供することがコスト的に難しい**というケースが出てきている。
- 例えば、SOAP接続ではなく、Websocketのようなインタフェースで情報を入手できれば情報伝達者たる者への公共情報コモンズの情報の配信ができるとしている場合には、情報伝達者における利便性の向上、公共情報コモンズの普及促進の観点から他の協力事業者を介して情報の取得をできるようにすることが望ましいと判断した。

2. 主な条件

- 情報提供先は公共情報コモンズ加入者であること。情報提供元は協力事業者であること。
- 接続先、接続元をFMMCに報告すること。
- FMMCとの間で別途制定する「協力事業者の連携システムとの接続に関する契約（改定版）」の締結を行うこと。現行の協力事業者も締結をし直すことは可能とする。

3. 公共情報共有基盤基本要綱の改正（案）

第8条の3（協力事業者）における協力事業者の定義を変更する。

現行	新
<p>サービス利用者又は特別利用者等に対して、利用者設備を開発、販売又は提供しようとする者であって、本サービスの普及への貢献の観点から認められた者。本サービス用設備等の一部の利用を認められた者。システム関連事業者など。</p>	<p>サービス利用者又は特別利用者等に対して、利用者設備を開発、販売又は提供しようとする者であって、本サービスの普及への貢献の観点から本サービス用設備等の一部の利用を財団から認められた者。システム関連事業者など。</p>

4. 公共情報コモンズサービス利用規約の改正（案）

第2条（用語の定義）8-2項における協力事業者の定義を変更する。

現行	新
<p>サービス利用者又は特別利用者等に対して、利用者設備を開発、販売又は提供しようとする者であって、本サービスの普及への貢献の観点から認められた者。本サービス用設備等の一部の利用を認められた者。システム関連事業者など。</p>	<p>サービス利用者又は特別利用者等に対して、利用者設備を開発、販売又は提供しようとする者であって、本サービスの普及への貢献の観点から本サービス用設備等の一部の利用を財団から認められた者。システム関連事業者など。</p>

【参考】 協力事業者の新たな接続形態への対応

1. 現在の接続形態



2. 今後許容する接続形態

